

第4章

重点区域の位置及び区域



1. 重点区域設定の考え方

本市では、第2章にて整理したとおり、北海道の中でも特徴的な歴史的風致が形成されている。これらの歴史的風致が存在する地域について、本市の歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要な区域を、重点区域に設定する。

なお、重点区域は、文化財保護法の規定による重要文化財や史跡などの土地及びその周辺の区域である必要がある。(法第2条第2項)

重点区域の設定にあたっては、歴史的風致を形成していることを前提にするとともに、前述の方針に基づく様々な施策を展開することで、市全域への波及効果や小樽市景観計画などの関連施策との連携による相乗効果など、重層的な効果が期待できる区域を重点区域として設定する必要がある。このことから、本計画における重点区域設定の考え方を以下のように定める。

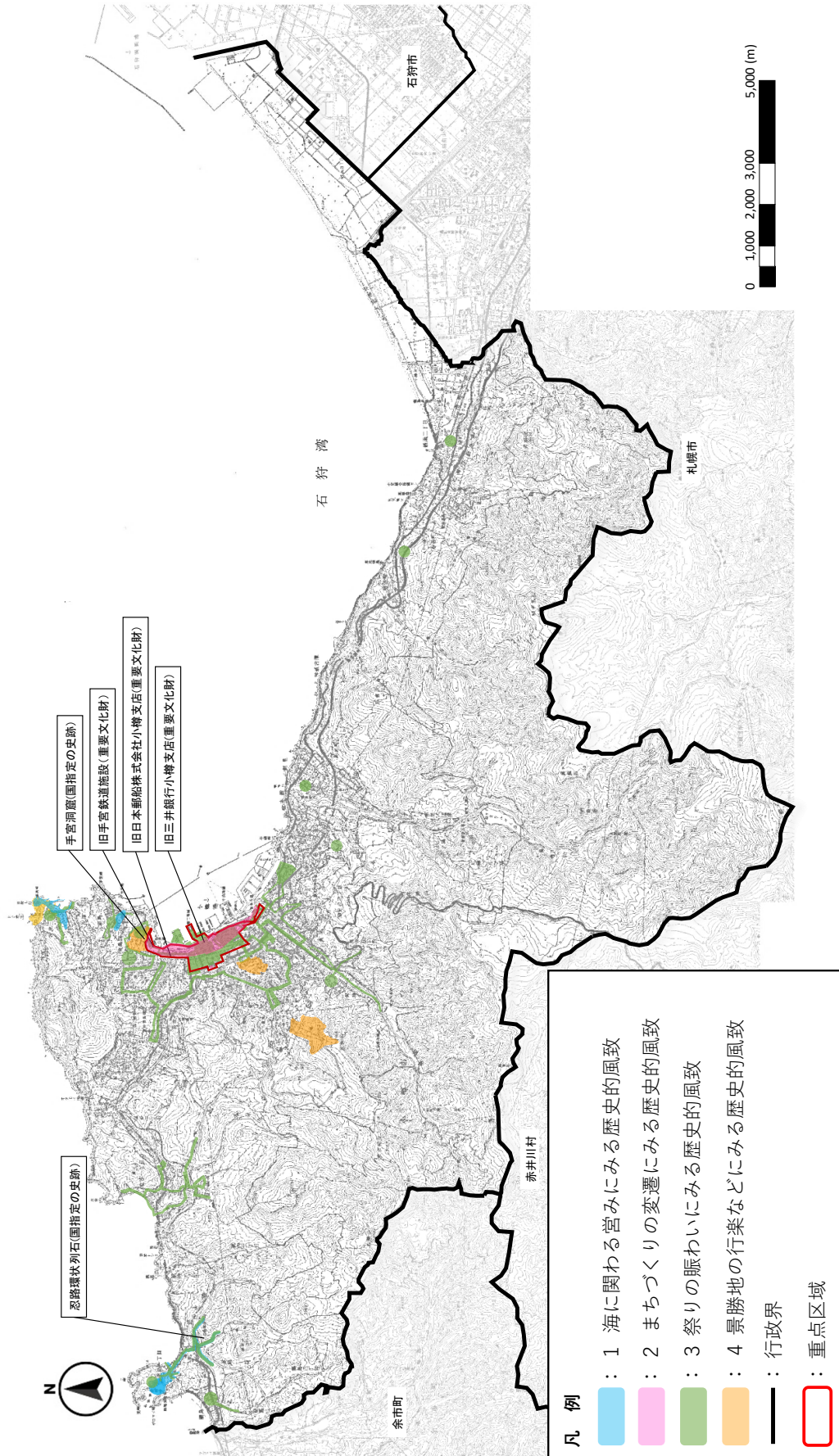
- ① 本市の代表的な歴史的風致に該当する区域
- ② 重点区域の要件を満たす建造物が立地している区域
- ③ 歴史的風致の形成に重点的に取り組んでいく必要がある区域

2. 重点区域の位置及び区域

(1) 歴史的風致の分布

本市では、豊かな自然環境に加え、ニシン漁の好漁場であったことや日本の近代化と北海道開拓に伴い、物資及び人の供給地となった歴史を背景に、地域特有の歴史的風致が育まれてきた。

市街地には、番屋、鉄道施設、倉庫、銀行などの多様な歴史的建造物が残るとともにニシン漁に関係する行事や風習が継承され、今も「民の力」によってまちづくりが行われている。また、夏の風物詩として親しまれてきた一連の祭りや、眺望のよい場所が行楽地として親しまれてきたなど、市街地の環境とそこで行われてきた活動が深く結びつき、一体となって歴史的風致を形成している。



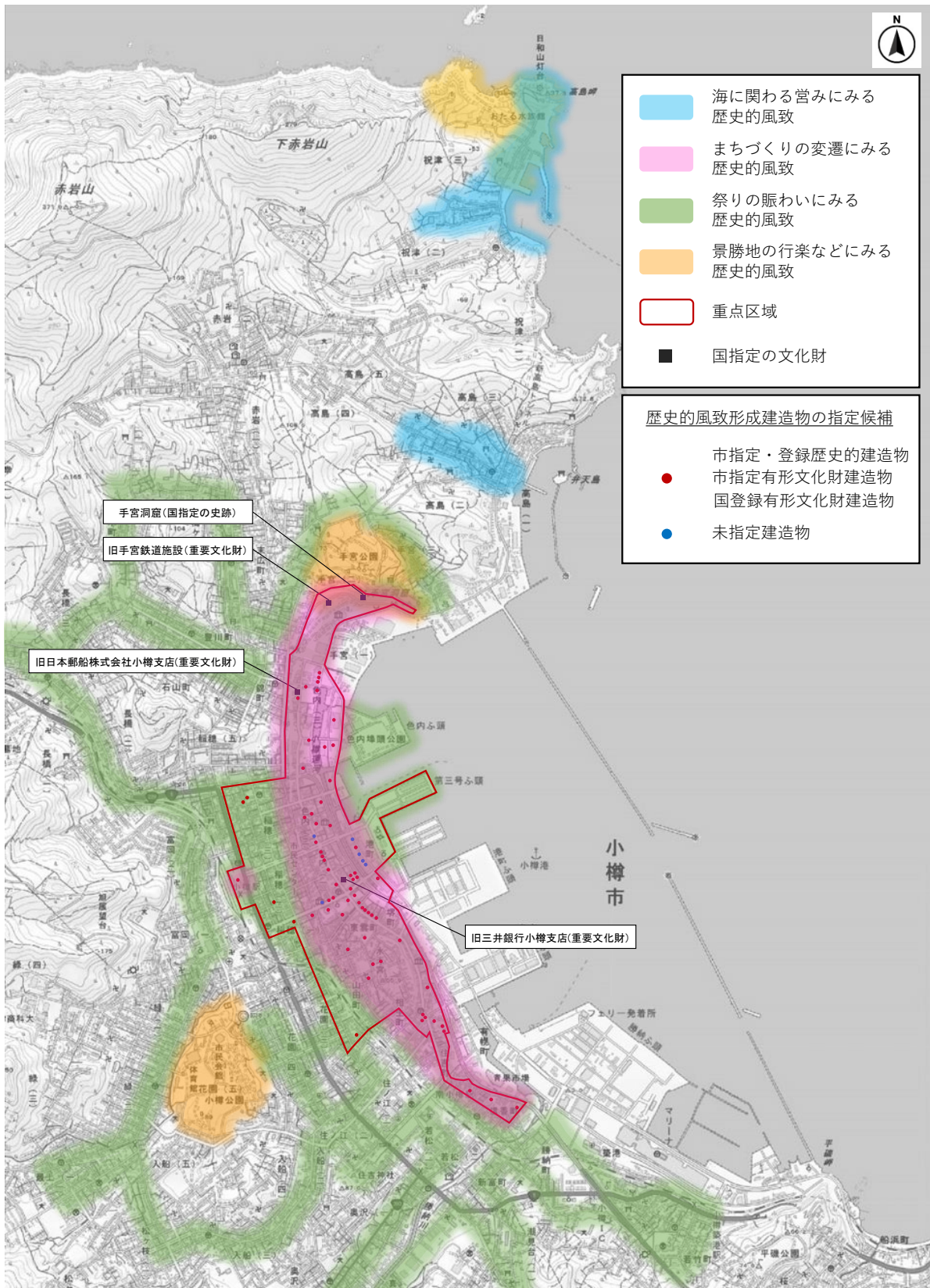
歴史的風致の分布図

(2) 重点区域の位置

重点区域は、中心市街地と重要文化財の「旧手宮鉄道施設」、「旧日本郵船株式会社小樽支店」及び「旧三井銀行小樽支店」を含め、歴史的建造物と伝統的な活動が集積し、一体的に歴史的風致を形成している区域として設定する。

また、この区域は、「1 重点区域設定の考え方」にて整理した条件に対し、次のとおり設定の要件を満たしている。

設定の要件	要件との対応
①本市の代表的な歴史的風致に該当する区域	第2章に示した4つの歴史的風致のうち、「まちづくりの変遷にみる歴史的風致」及び「祭りの賑わいにみる歴史的風致」の範囲に含まれている。
②重点区域の要件を満たす建造物が立地している区域	重要文化財の「旧手宮鉄道施設」、「旧日本郵船株式会社小樽支店」及び「旧三井銀行小樽支店」が区域内に含まれている。
③歴史的風致の形成に重点的に取り組んでいく必要がある区域	区域内には、北海道の物流拠点として発展した過程の遺構が残るなど、歴史的風致を形成する多様な建造物と活動が存在し、活用や情報発信の面からも重要な場所である。良好な市街地の景観の形成や賑わいづくりの観点から、重点的かつ一体的な施策を推進していくことが必要である。

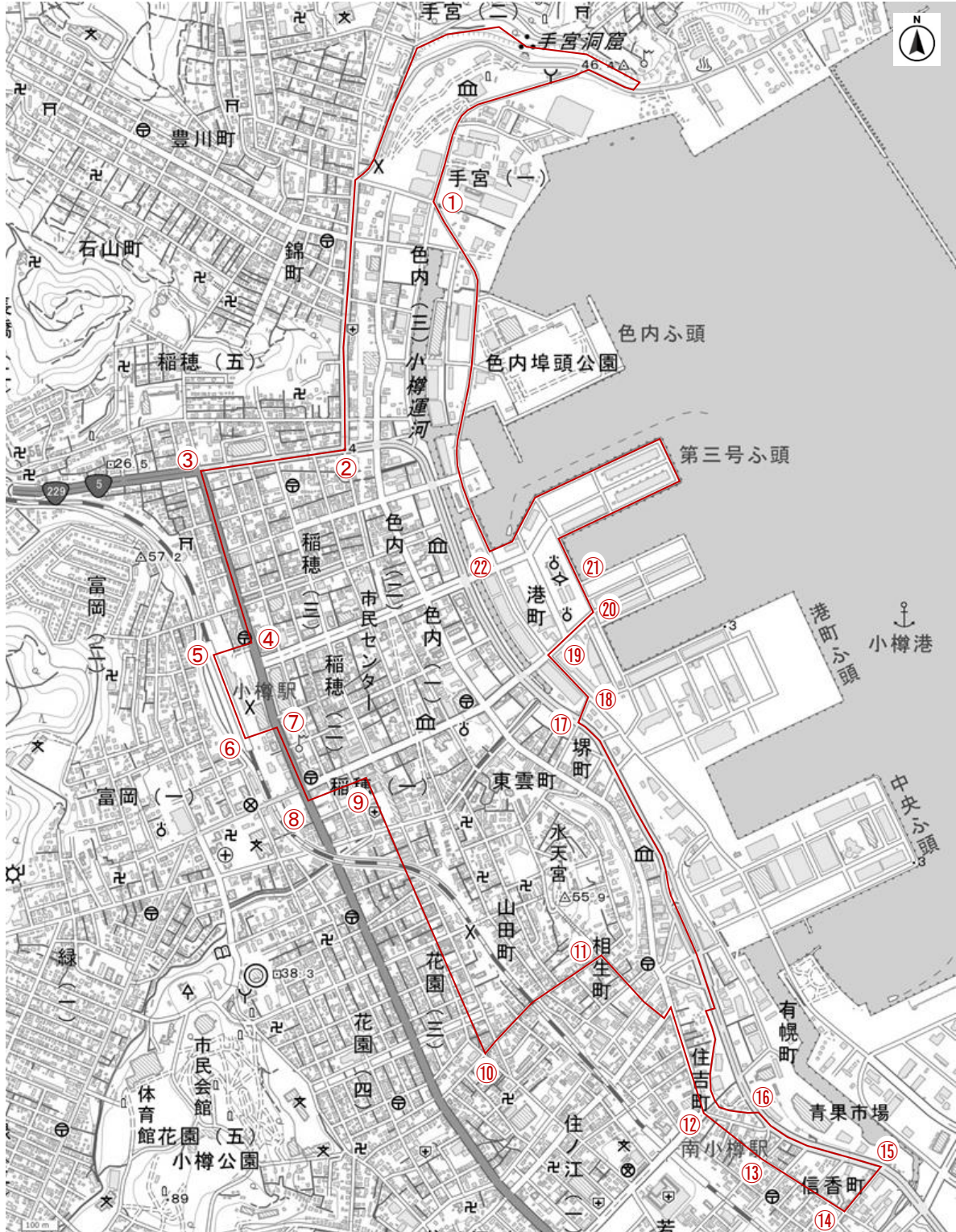


重点区域の位置

(3) 重点区域の範囲、名称、面積

名称：小樽市歴史的風致維持向上区域

面積：約 151ha



重点区域の範囲

重点区域の境界一覧表

区間	説明
① ～ ②	小樽歴史景観区域界
② ～ ③	道道820号小樽港稲穂線
③ ～ ④	国道5号線
④ ～ ⑤	小樽歴史景観区域界
⑤ ～ ⑥	JR函館本線
⑥ ～ ⑦	小樽歴史景観区域界
⑦ ～ ⑧	国道5号線
⑧ ～ ⑨	市道浅草線沿線50m界
⑨ ～ ⑩	市道大通線沿線50m界
⑩ ～ ⑪	市道相生第1線
⑪ ～ ⑫	小樽歴史景観区域界
⑫ ～ ⑬	⑫と⑬を結ぶ線
⑬ ～ ⑭	市道旭橋線
⑭ ～ ⑮	市道元金曇町線
⑮ ～ ⑯	道道17号小樽港線
⑯ ～ ⑰	小樽歴史景観区域界
⑰ ～ ⑱	港湾道路旧仲一小路線
⑱ ～ ⑲	小樽歴史景観区域界
⑲ ～ ⑳	港湾道路第2埠頭中央線
⑳ ～ ㉑	港湾道路第2埠頭第1線
㉑ ～ ㉒	第3埠頭岸壁
㉒ ～ ①	港湾道路小樽港縦貫線

3. 重点区域の設定の効果

重点区域内における文化財や歴史的建造物、歴史と伝統を反映した人々の活動の保存活用を重点的かつ連携して取り組むことは、重点区域内の歴史的風致の維持向上につながるだけでなく、本市の歴史的風致を活かしたまちづくりを効果的に周知し、魅力度や認知度の向上が期待される。また、これらの取組により、交流人口や関係人口の増加、さらには移住・定住人口の増加などへの波及とともに、経済を含む地域の活性化が期待される。これらの建造物や活動は、市民の誇りであり、郷土愛を醸成するために必要な要素であるが、その一方で、建造物を保全することや伝統的な活動に参加することの意義や理解が薄れてきていることも事実である。

重点区域内にみられる建造物や活動を次世代に継承していくために、それらを守り、磨きあげ、受け継ぐことの重要性や必要性について市民の理解を得ながら、風格や風情のあるまちなみの保全や形成を図るとともに、活動を支える人々が地域資源を積極的に活用し、本市固有の歴史的風致を守り育てていくことにより、小樽市らしい歴史に裏付けられたまちづくりの進展と、ふるさとに愛着を持つ人々のつながりが市全体へと広がることが期待される。

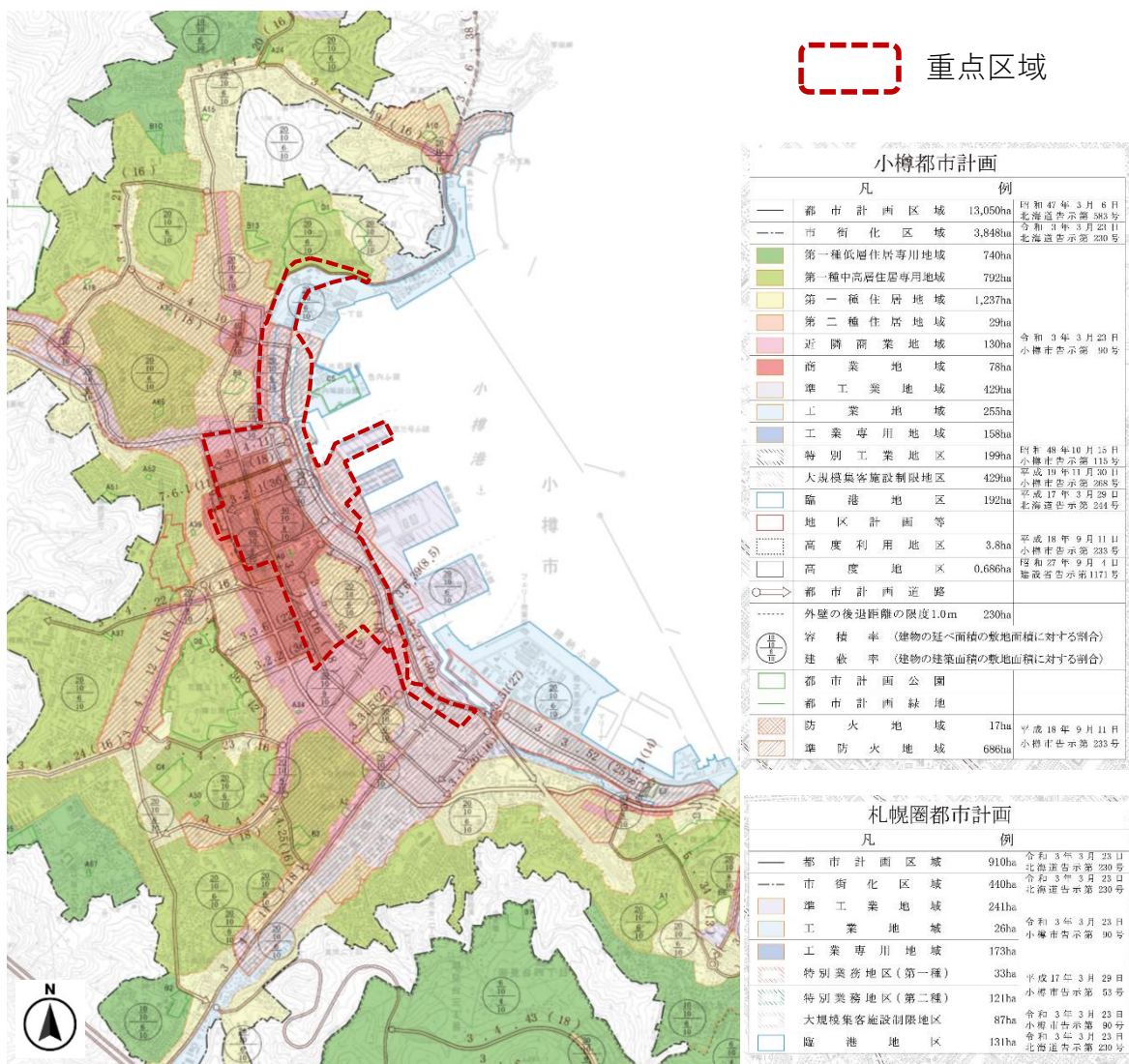
4. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

(1) 都市計画との連携

本市の行政区域 24,383ha のうち、約 57%にあたる 13,960ha が都市計画区域となっており、この都市計画区域には、「小樽都市計画区域」と「札幌圏都市計画区域」の二つが併存している。これらの都市計画区域は、区域区分により、同区域の約 31%にあたる 4,288ha が市街化区域、約 69%にあたる 9,672ha が市街化調整区域となっており、市街化区域の全域に用途地域が定められている。

用途地域により建築物の用途等を制限するとともに、地区計画により地区の特徴や目的にあったまちづくりを行っている。

本計画における重点区域は、全域が市街化区域となっている。用途地域としては、商業地域及び準工業地域が占める割合が高く、そのほかに近隣商業地域、工業地域及び第1種住居地域が含まれている。また、地区内の一部には、高度地区、高度利用地区及び地区計画などが定められている。



重点区域と用途地域

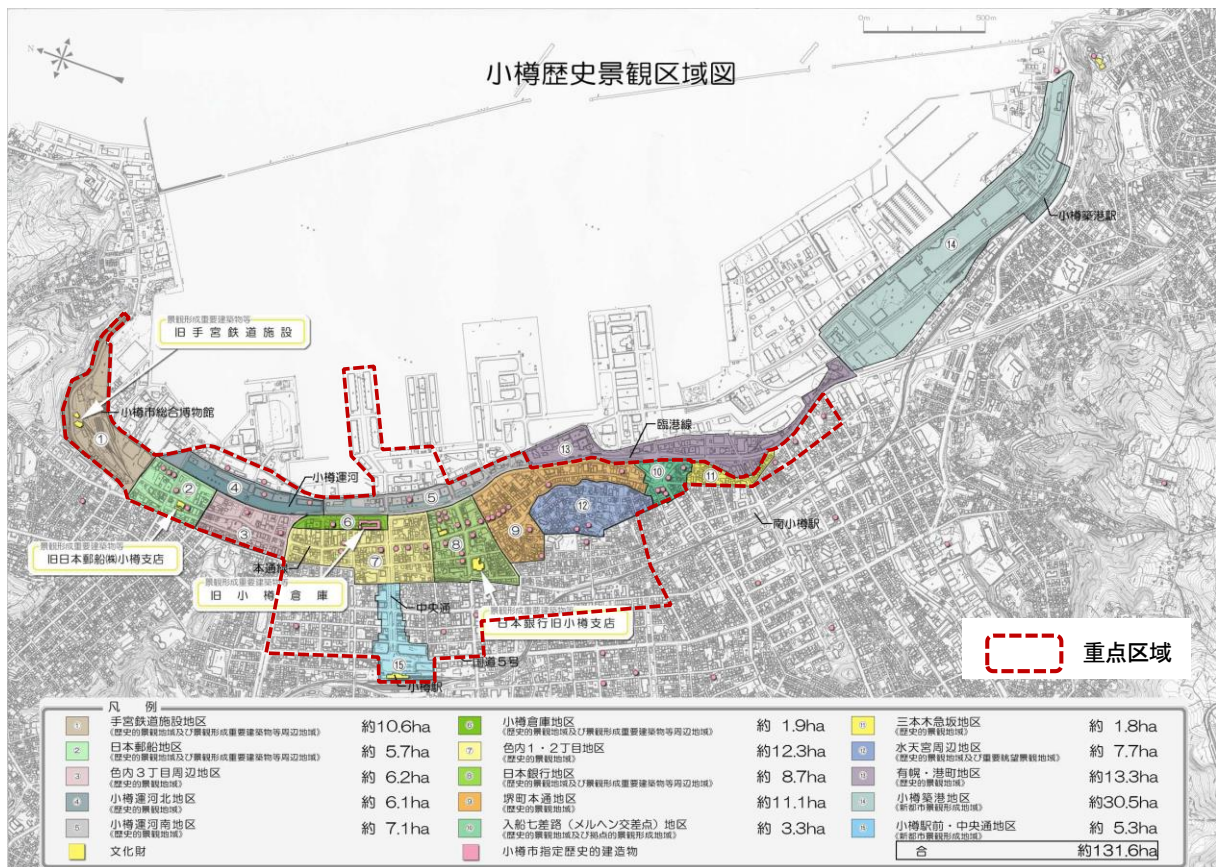
(2) 小樽市景観計画との連携

本市は、平成18年(2006)に景観行政団体となり、平成21年(2009)には「小樽市景観計画」を策定し、併せて平成4年(1992)に制定した「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」を改正している。

市内全域を景観計画区域とし、その中でも歴史、文化等からみて小樽らしい良好な景観を形成している重要な区域を小樽歴史景観区域に指定している。また、景観計画区域内では一定規模を超える建築物の新築、工作物の新設、改築、外観の変更などに対して、景観条例に基づく届出を義務付けている。

小樽歴史景観区域については、景観の特性や歴史的背景などを踏まえ、区域を15地区に区分し、地区ごとに定めた景観形成の考え方にに基づき、細やかな景観誘導を行っている。また、本計画の重点区域と重なる「小樽歴史景観区域」は、以下のとおりであり、本計画と連携した適切な景観形成の考え方に基づく協議及び運用により、地区の特性に応じた景観形成の推進を図る。

手宮鉄道施設地区、日本郵船地区、色内3丁目周辺地区、小樽運河北地区、小樽運河南地区、小樽倉庫地区、色内1・2丁目地区、日本銀行地区、堺町本通地区、入船七差路(メルヘン交差点)地区、三本木急坂地区、水天宮周辺地区、小樽駅前中央通地区



重点区域と小樽歴史景観区域

小樽歴史景観区域の景観形成の考え方

地区名	景観形成の考え方
手宮鉄道施設地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 我が国を代表する明治期の近代化遺産である旧手宮鉄道施設の遺構（レンガ造の機関車庫1号や3号など）が創り出している景観の保全に努めます。 ● 小樽市総合博物館や手宮公園などの周囲の環境に配慮した街並みの形成に努めます。
日本郵船地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 旧日本郵船(株)小樽支店などの歴史的建造物と運河公園、小樽運河（北運河）が一体となった、歴史的な港湾都市をしのばせる景観の保全に努めます。 ● 旧国鉄手宮線や本通線の連続性に配慮した街並みの保全・再生に努めます。
色内3丁目周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 当時の面影を残す小樽運河（北運河）と周辺の歴史的建造物からなる景観の保全に努めます。 ● 日本郵船地区と小樽倉庫地区を結ぶ地区であり、本通線や旧国鉄手宮線とその沿線の景観に配慮した街並みの形成に努めます。
小樽運河北地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 初期の鉄筋コンクリート造である工場建築や小樽運河（北運河）に停泊する小型船が創り出す景観の保全に努めます。
小樽運河南地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 小樽を代表する運河と石造りやれんが造りの倉庫が織りなす景観の保全に努めるとともに、これらに配慮した街並みの形成に努めます。
小樽倉庫地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 小樽を代表する景観のひとつである石造り倉庫と前面の運河が織りなす景観の保全に努めるとともにこれらに配慮した街並みの形成に努めます。 ● 石造りの倉庫とこれらの壁によって囲まれた出抜小路が創り出す景観に配慮した街並みの形成に努めます。
色内1・2丁目地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 本通線沿いでは、商家や銀行などの歴史的建造物が創り出す景観の保全に努めます。 ● 中央通沿いでは、歴史的建造物と調和した新しい街並みの創出に努めます。
日本銀行地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史的建造物群とのスカイラインや壁面線の統一を図るなど、小樽繁栄時の雰囲気をしよばせる景観の保全に努めます。 ● 日本銀行旧小樽支店や周辺の歴史的建造物に配慮した街並みの形成に努めます。
堺町本通地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 明治中期から後期にかけて建てられた石造りや木造の低層な歴史的建造物が創り出す景観の保全に努めます。 ● 本通第2線（堺町本通り）や臨港線周辺、また於古発川沿いに残されている歴史的建造物などに配慮した街並みの形成に努めます。
入船七差路（メルヘン交差点）地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 交差する七つの道路と広場及びその周辺の歴史的建造物が創り出す景観の保全に努めます。 ● 本通第2線（堺町本通り）の南端に位置することから、堺町本通りと一体となった街並みの形成に努めます。
三本木急坂地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 臨港線沿いの眺望の良好な丘陵地に位置していることから、低層な建物の誘導を図るとともに、港からの眺望に配慮した街並みの形成に努めます。
水天宮周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 市の中心部にある眺望景観に優れた地区であることから、水天宮境内から港を見る眺望及び港や市街地から境内を見上げる景観の保全に努めます。 ● 水天宮を中心とする緑の保全に努めるとともに、外人坂周辺の石垣や石段の保全に努めます。
小樽駅前・中央通地区	<ul style="list-style-type: none"> ● J R小樽駅からは海・港を、海側からは山並みやJ R小樽駅を見通すことができるなど他都市にはない小樽独特の景観の保全に努めます。 ● 歴史と文化を踏まえた「みなとまち小樽」を代表する通りにふさわしい活気ある街並みの形成に努めます。

市域全域（小樽歴史景観区域を除く）の景観形成の考え方

地区名	景観形成の考え方
市域全域（小樽歴史景観区域を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅地の大部分は山すその傾斜地に広がっていることから、住宅地に建てられる建築物の規模やデザインなどは、その周辺や背景となる海や山並みとの調和に努めます。 ● 小樽歴史景観区域周辺では、小樽歴史景観区域と調和した意匠とし、魅力ある街並み景観の創出に努めます。

(3) 小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例との連携

運河論争を経て、市民に歴史的なまちなみの価値が再認識される中、快適で住みやすく魅力あるまちへと発展させ、経済活動との調和を保ちながら、地域性豊かな歴史的都市景観の形成を図るため、昭和58年(1983)に「小樽市歴史的建造物及び景観地区保全条例」を制定している。その後、市内全域を対象とした総合的な都市景観条例の制定が求められるようになり、従来の条例を廃止し、平成4年(1992)に「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」を制定している。景観法の施行後、平成21年(2009)に当該条例を改正しているが、下記の条例の前文が引き継がれている。

《小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例の前文》

小樽には、先人の豊かな感性とたゆみない努力によって築き上げられた独自の文化や歴史、港湾都市としての魅力ある雰囲気などの財産がある。これらは、天与の恵まれた海・山・坂とともに、変化に富んだ四季の移り変わりの中で独自の都市景観を形成している。

次代を担う子供たちが郷土を愛し、未来に夢と誇りを持てるように、小樽の個性と文化を育て、さらに好ましい都市景観を後世に残し、潤いと活力あるまちづくりを進めることが、今、私たちに求められている。

都市景観は、市民一人一人の生活意識や価値観が背景となって形成され、それは、市民文化を反映した総合的な都市としての印象であり、姿である。

都市景観の形成の主役は、私たち市民である。

小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例に定める事項は、主として以下のとおりである。

・小樽市景観計画

市内全域を景観計画区域とし、景観の特性や歴史的背景などを踏まえ、地区ごとに定めた景観形成の考え方にに基づき、細やかな景観誘導を行っている。

・大規模行為の届出

景観計画区域内では一定規模を超える建築物の新築、工作物の新設、改築、外観の変更などに対して、景観条例に基づく届出を義務付けている。

・歴史的建造物等の保全

歴史的建造物として保全すべきものを登録歴史的建造物に登録し、そのうち特に重要と認めるものを指定歴史的建造物に指定し、保全を図っている。

・保存樹木等及び緑化の推進

地域の美観風致を維持し、都市景観の形成を図るために保存する必要があると認められる樹木又は樹林を保存樹木等に指定し、緑化の推進を図っている。

- ・景観まちづくり協議会
一定の地区内の住民等により構成された団体で、要件に該当しているものを景観まちづくり協議会として認定している。
- ・表彰
都市景観の形成に寄与しているものとして規則で定める建築物やイベント等に該当するものについて、所有者等を表彰し、都市景観に対する意識啓発を図っている。
- ・助成等
景観まちづくり協議会の活動又は小樽市登録・指定歴史的建造物の外観保全に資する行為若しくは景観条例に基づく保存樹木等の保存・保全に係る行為について助成や技術的援助等を行っている。
- ・審議会
市長の附属機関として、小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観審議会をおき、都市景観の形成について重要な事項等について調査審議している。

小樽市登録指定歴史的建造物一覧表

建造物名称	所在地	登録番号	登録年月日	指定番号	指定年月日	重点区域
旧大家倉庫	色内2	第1号	S60.7.23	第1号	S60.7.23	○
旧魁陽亭	住吉町	第2号	S60.7.23	第2号	S60.7.23	○
旧遠藤又兵衛邸	富岡	第4号	S60.7.23	第4号	S60.7.23	
旧百十三銀行小樽支店	堺町	第5号	S60.7.23	第5号	S60.7.23	○
旧北海道銀行本店	色内1	第6号	S60.7.23	第6号	S60.7.23	○
旧名取高三郎商店	色内1	第7号	S60.7.23	第7号	S60.7.23	○
旧岩永時計店	堺町	第8号	S60.7.23	第8号	S60.7.23	○
旧第百十三国立銀行小樽支店	堺町	第9号	S60.7.23	第9号	S60.7.23	○
旧小樽商工会議所	色内1	第10号	S60.7.23	第10号	S60.7.23	○
小樽市庁舎	花園2	第11号	S60.7.23	第11号	S60.7.23	
旧小樽区公会堂	花園5	第12号	S60.7.23	第12号	S60.7.23	
旧岡崎家能舞台			S60.7.23		S60.7.23	
旧小樽倉庫	色内2	第13号	S60.7.23	第13号	S60.7.23	○
旧早川支店	色内2	第15号	S61.4.11	第15号	S61.4.11	○
旧越中屋ホテル	色内1	第16号	S63.7.15	第16号	S63.7.15	○
旧共成(株)	住吉町	第17号	H1.3.29	第17号	H1.3.29	○
旧三菱銀行小樽支店	色内1	第18号	H2.7.5	第18号	H2.7.5	○
旧安田銀行小樽支店	色内2	第19号	H2.12.22	第19号	H2.12.22	○
旧渋澤倉庫	色内3	第20号	H3.7.17	第20号	H3.7.17	○
旧木村倉庫	堺町	第21号	H3.7.17	第21号	H3.7.17	○
旧増田倉庫	色内3	第22号	H3.7.17	第22号	H3.7.17	○
旧上勢友吉商店	入船1	第23号	H3.7.17	第23号	H3.7.17	○
旧第一銀行小樽支店	色内1	第24号	H3.7.17	第24号	H3.7.17	○
旧第四十七銀行小樽支店	色内1	第25号	H3.7.17	第25号	H3.7.17	○
猪股邸	住吉町	第26号	H3.7.17	第26号	H3.7.17	○
旧寿原邸	東雲町	第27号	H3.7.17	第27号	H3.7.17	○
小樽聖公会	東雲町	第28号	H3.7.17	第28号	H3.7.17	○
旧小樽組合基督教会	花園4	第29号	H3.7.17	第29号	H3.7.17	
旧三井物産小樽支店	色内1	第30号	H3.7.17	第30号	H3.7.17	○
旧北海道拓殖銀行小樽支店	色内1	第31号	H3.10.4	第31号	H3.10.4	○
旧岡川薬局	若松	第32号	H5.11.24	第32号	H5.11.24	
旧久保商店	堺町	第33号	H5.11.24	第33号	H5.11.24	○
旧金子元三郎商店	堺町	第34号	H5.11.24	第34号	H5.11.24	○
田中酒造店	色内3	第36号	H5.11.24	第36号	H5.11.24	○
旧渡邊酒造店	稲穂4	第37号	H5.11.24	第37号	H5.11.24	○
旧中越銀行小樽支店	入船1	第38号	H5.11.24	第38号	H5.11.24	○
旧北海道庁土木部小樽築港事務所見張所	築港	第39号	H5.11.24	第39号	H5.11.24	
旧通信電設浜ビル	色内1	第40号	H5.11.24	第40号	H5.11.24	○
旧戸出物産小樽支店	入船1	第41号	H5.11.24	第41号	H5.11.24	○
旧嶋谷倉庫	色内1	第42号	H5.11.24	第42号	H5.11.24	○
旧作左部商店蔵	住吉町	第43号	H5.11.24	第43号	H5.11.24	○
旧高島町役場庁舎	高島	第45号	H5.11.24	第45号	H5.11.24	
旧花園町会館	花園4	第46号	H5.11.24	第46号	H5.11.24	

潮見台浄水場管理棟	潮見台	第47号	H5. 11. 24	第47号	H5. 11. 24	
旧猪俣邸	桜	第49号	H6. 4. 1	第75号	H24. 10. 19	
旧野口邸	潮見台	第51号	H6. 4. 1			
龍徳寺本堂	真栄	第53号	H6. 4. 1	第60号	H6. 7. 7	
旧石橋商店醤油工場	奥沢	第54号	H6. 4. 1			
旧水上歯科医院	住ノ江	第55号	H6. 4. 1	第78号	H25. 7. 25	
旧佐々木邸	住ノ江	第56号	H6. 4. 1			
住吉神社社務所	住ノ江	第57号	H6. 4. 1	第61号	H6. 8. 2	
旧久米商店	入船1	第58号	H6. 4. 1			
旧塩田別邸	入船2	第59号	H6. 4. 1	第67号	H11. 5. 17	
旧岡崎邸	入船2	第60号	H6. 4. 1			
天上寺本堂	入船4	第61号	H6. 4. 1	第49号	H6. 5. 12	
水天宮本殿、拝殿	相生町	第62号	H6. 4. 1	第50号	H6. 5. 12	○
旧板谷邸	東雲町	第63号	H6. 4. 1	第71号	H17. 6. 10	○
旧光亭	東雲町	第64号	H6. 4. 1	第79号	H25. 7. 25	○
旧黒瀬病院	花園3	第66号	H6. 4. 1			○
旧小樽無尽(株)本店	花園4	第67号	H6. 4. 1	第69号	H14. 5. 1	
旧青木邸はなれ	花園5	第68号	H6. 4. 1			
旧北海製罐倉庫(株)	色内3	第69号	H6. 4. 1	第76号	H24. 10. 19	○
	港町					○
	色内3					○
	色内3					○
旧浪華倉庫	港町	第70号	H6. 4. 1	第77号	H24. 10. 19	○
旧高橋倉庫	色内1	第72号	H6. 4. 1	第51号	H6. 5. 12	○
旧荒田商会	色内1	第73号	H6. 4. 1	第52号	H6. 5. 12	○
旧梅屋商店	色内1	第75号	H6. 4. 1			○
旧塚本商店	色内1	第76号	H6. 4. 1	第68号	H13. 3. 27	○
旧日本石油(株)倉庫	色内3	第78号	H6. 4. 1	第53号	H6. 5. 12	○
旧日本郵船(株)小樽支店輸出倉庫	色内3	第79号	H6. 4. 1			○
旧日本郵船(株)小樽支店残荷倉庫	色内3	第80号	H6. 4. 1	第54号	H6. 5. 12	○
旧右近倉庫	色内3	第81号	H6. 4. 1	第65号	H8. 7. 15	○
旧広海倉庫	色内3	第82号	H6. 4. 1	第66号	H10. 6. 8	○
旧松村商店	稲穂1	第83号	H6. 4. 1			○
旧第21区火災予防番屋	稲穂4	第86号	H6. 4. 1			○
旧カトリック富岡教会	富岡	第87号	H6. 4. 1	第70号	H16. 2. 25	
旧嶋谷汽船(株)社長宅	富岡	第88号	H6. 4. 1	第55号	H6. 5. 12	
旧能島邸	錦町	第89号	H6. 4. 1			
旧日本郵船(株)支店社長宅	末広町	第91号	H6. 4. 1	第57号	H6. 5. 12	
旧茨木邸	祝津	第92号	H6. 4. 1			
恵美須神社本殿	祝津	第93号	H6. 4. 1	第58号	H6. 5. 12	
旧白鳥家番屋	祝津	第94号	H6. 4. 1	第62号	H7. 8. 28	
旧近江家番屋	祝津	第95号	H6. 4. 1			
徳源寺本堂	塩谷	第96号	H6. 4. 1	第59号	H6. 5. 12	
津古丹稲荷神社	忍路	第97号	H6. 4. 1			
旧北海道帝国大学水産学科忍路臨海実験所	忍路	第98号	H6. 4. 1			

旧篠田倉庫	港町	第99号	H6. 7. 11	第63号	H7. 11. 1	○
旧岡崎倉庫 (3棟)	信香町	第100号	H7. 11. 1	第64号	H8. 3. 27	○
旧小堀商店	住吉町	第101号	H23. 5. 26	第72号	H23. 5. 26	○
旧向井呉服店支店倉庫	稲穂1	第102号	H23. 5. 26	第73号	H23. 5. 26	○
坂牛邸	入船5	第103号	H23. 5. 26	第74号	H23. 5. 26	
旧前堀商店	色内2	第104号	H26. 7. 2	第80号	H26. 7. 2	○
旧丸ヨ白方支店	稲穂2	第105号	H26. 7. 2	第81号	H26. 7. 2	○
旧小樽保証牛乳(株)	花園2	第106号	H28. 7. 25	第82号	H28. 7. 25	
旧磯野支店倉庫	色内2	第107号	H28. 7. 25	第83号	H28. 7. 25	○
旧杉森喜一郎邸	緑3	第108号	H28. 7. 25	第84号	H28. 7. 25	
旧潮見台浄水場管理事務所	潮見台	第109号	H28. 7. 25			
旧北海雑穀株式会社	堺町	第110号	H29. 4. 25	第85号	H29. 4. 25	○

令和7年1月現在 登録歴史的建造物 96 棟 左記のうち、指定歴史的建造物 79 棟

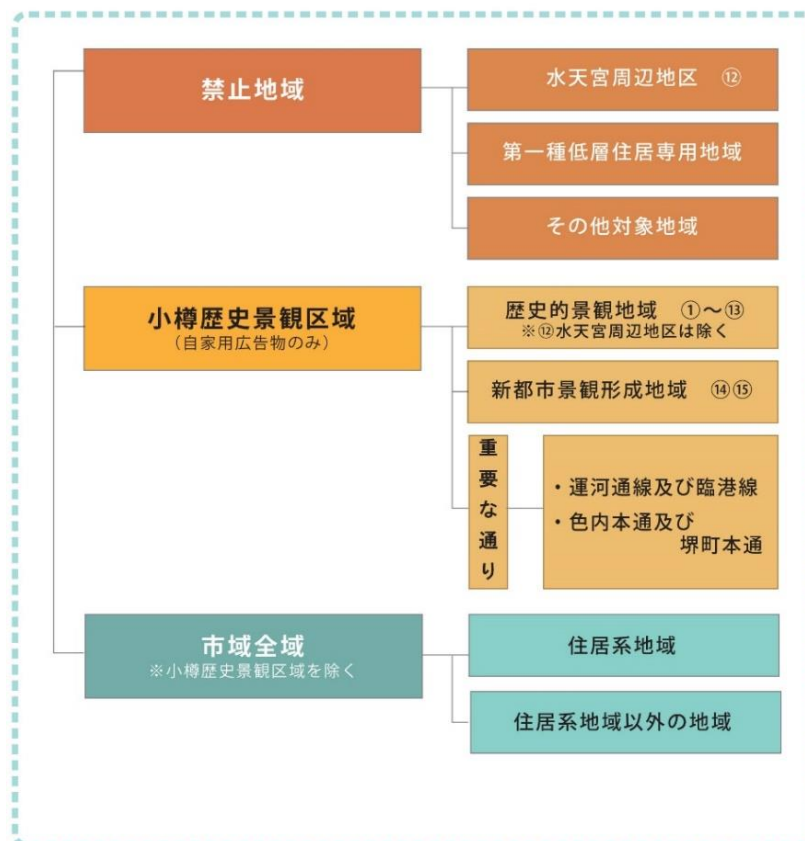
※登録番号及び指定番号の欠番は文化財への意向や滅失により登録・指定から外れたもの

(4) 小樽市屋外広告物条例との連携

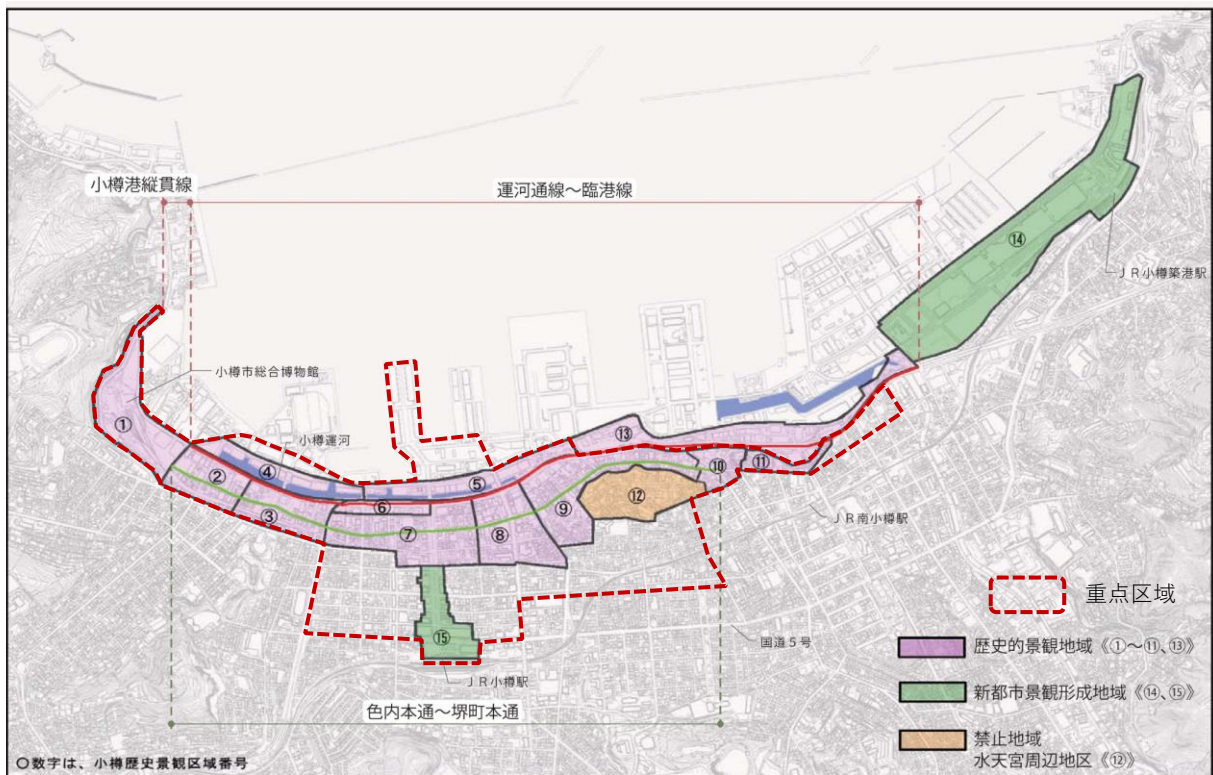
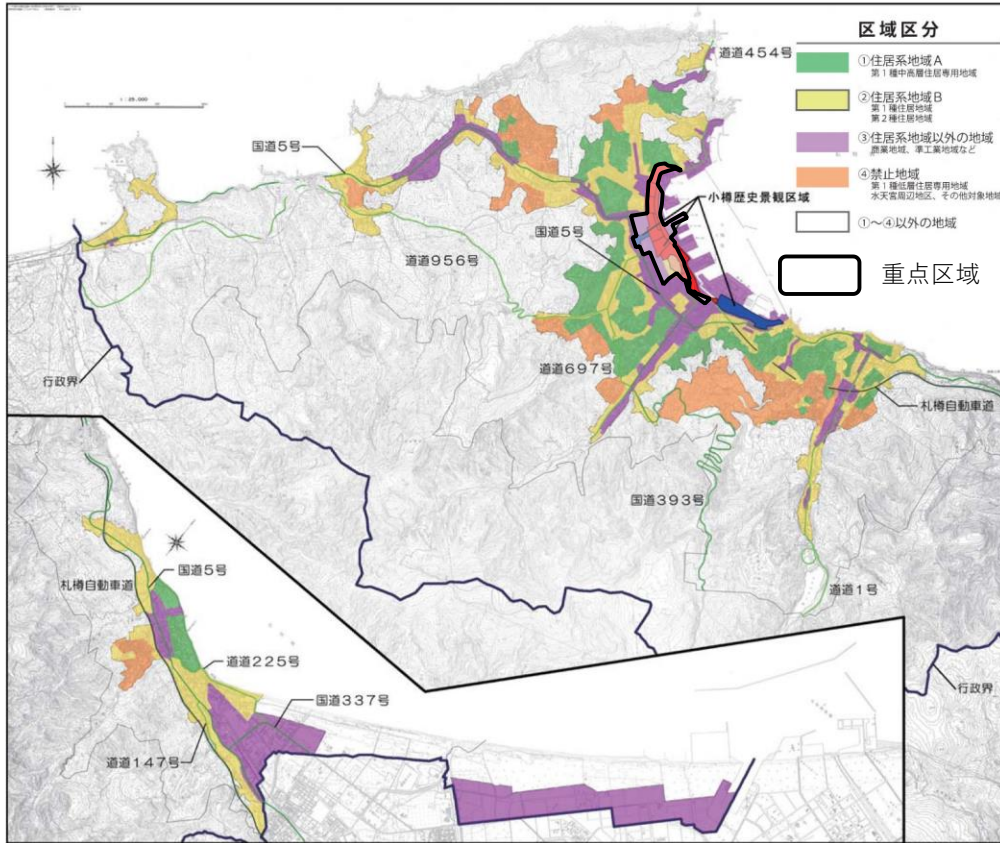
本市が「小樽市屋外広告物条例」を制定する以前は、北海道が「北海道屋外広告物条例」に基づき屋外広告物の許可等を行っていたが、本市としても「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」に基づく届出により、屋外広告物の形態意匠や色彩等に対して指導及び助言を行っていた。

景観法の施行に伴い、「屋外広告物法」の一部が改正され、景観行政団体であれば、北海道から一部権限移譲を受けて独自の屋外広告物条例を制定することが可能になったことを受け、平成24年（2012）に「小樽市屋外広告物条例」を制定した。

市内を「禁止地域」、「小樽歴史景観区域」及び「市域全域」に区分し、独自の許可基準を設け、屋外広告物の指導及び助言を行っている。水天宮周辺地区や第一種低層住居専用地域などを禁止地域とし、小樽歴史景観区域は、小樽市景観計画に示される景観の特性により、歴史的景観地域と新都市景観形成地域に区分し、さらに、「運河通線及び臨港線」と「色内本通及び堺町本通」を重要な通りとして定めている。市域全域は、住環境への配慮や経済活動の促進などを踏まえ、住居系地域と住居系地域以外の地域に区分している。



小樽市屋外広告物条例に基づく区域区分



重点区域と小樽市屋外広告物条例に基づく区域区分

(5) 重要文化財（建造物）旧日本郵船株式会社小樽支店保存活用計画との連携

旧日本郵船株式会社小樽支店は、すでに半世紀以上にわたり、博物館や公開施設として地元の手宮地区の住民をはじめ、多くの市民に「地域の宝」として守られてきた。今後は、外国からの来訪者を含め、より多くの人々に、小樽、北海道の歴史を感じる文化遺産として公開するだけでなく、幅広い視野での活用を行い、まちづくりや市内、近隣地区の小中学校との連携も視野に、文化財の新たな役割や価値を見出す取り組みを目指し、小樽に生きるアイデンティティのよりどころにできるよう活用していく。

●公開活用計画

本建造物は広く一般に公開するほか、施設の運營業務については、学芸部門を除き指定管理者制度を活用する。また、本計画に基づき、文化財の価値や魅力を分かりやすく伝えるための工夫として、従来の解説に加え、外国人観光客等に対応した多言語での解説等を追加するほか、利便性を向上させるためWi-Fi設備やキャッシュレス決済の導入を検討する。

・1階営業室、2階会議室

一般公開とは別に、イベントや講演会、セレモニー等が行える空間として、柔軟で幅広い活用策を生み出せるよう広域的な連携を図るほか、適切な利活用のためのルール作りを検討する。

・附属舎

来訪者用手洗いは衛生機器や壁床の美装化及びウォシュレットの導入を検討し、カフェスペースやミーティングルームなど、歴史的空間を生かした活用を検討する。

・専用駐車場敷地

周辺の歴史的景観に配慮し、来館者が快適に駐車場を利用できるよう整備するとともに、多目的な利用を図る広場としての活用を検討する。



1階 営業室



2階 貴賓室



2階 会議室

